

平成 31 年 1 月 8 日

会員各位

富山県プラスチック工業会  
副会長・総務担当役員 延澤泰明  
総務委員長 門前昌志

## 平成 30 年度 第 3 回労務研修会開催について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は、当会事業運営にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
今般、労務管理に於ける講習会を下記の要領で開催致しますので、ご多忙とは存じますが、ご参加のほどよろしくお願ひします。

### 言 己

日 時 平成 31 年 2 月 13 日 (水) 14 時 00 分～15 時 30 分

場 所 富山県総合情報センター 2 階 第 8 会議室  
富山市高田 527 Tel (076) 432-0224

※駐車場のご案内は別紙をご参照下さい。

持参品 筆記用具等

講 演

演題 「働き方改革と労働基準法改正」

講師 片境社会保険労務士事務所  
部長 片境 一暁氏

- 内 容
1. 残業時間の上限を規制します (中小企業は 2020 年 4 月 1 日～)
    - ① これまでの残業規制と 36 協定
    - ② 改正後の残業規制と 36 協定
    - ③ 残業時間の上限は年 720 時間以内
    - ④ 残業時間の上限は月 100 時間未満 (休日労働含む)
    - ⑤ 残業時間は複数月平均 80 時間以内 (休日労働含む)
  2. 1 人 1 年あたり 5 日間の年次有給休暇の取得を企業に義務づけます
    - ① 年休の付与日数が 10 日以上労働者  
(6ヶ月で 10 日、1 年 6ヶ月で 11 日付与です)
    - ② 自分で 5 日取得しない労働者 (自分で 5 日以上取れば強制取得の対象外です)
    - ③ 労使協定を結び計画付与する
    - ④ 罰則あります (30 万円以下の罰金)
    - ⑤ 年次有給休暇の管理簿の作成
    - ⑥ 大企業も中小企業も 2019 年 4 月 1 日～
  3. 労働時間の客観的な把握
  4. 月 60 時間超の残業の割増賃金率引上げ (中小企業は 2023 年 4 月 1 日～)
  5. その他、正社員と非正規社員の間での不合理な待遇差の禁止等

★参加申込 2 月 5 日 (火) 迄に FAX・e-mail にてお申込み下さい。

富山県プラスチック工業会宛 FAX (076) 442-0310 e-mail [info@kenpla.jp](mailto:info@kenpla.jp)

### 第 3 回労務研修会参加申込書

会 社 名	お 名 前	部 署・役 職	備 考

お問い合わせ：富山県プラスチック工業会 TEL (076) 442-0309